

最高裁秘書第 2582 号

平成 29 年 6 月 6 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

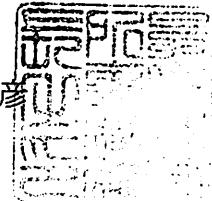
諮問番号 平成 29 年度（最情） 諮問第 23 号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話 03-3264-8330（直通）

平成29年6月2日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年6月2日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

新たに司法修習生を採用する際の、最高裁判所及び司法研修所内部の事務手続きが分かる文書（裁判所HPに掲載されたことがある文書は除く。）（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年5月19日付で、当該文書は作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 「新たに司法修習生を採用する際の、最高裁判所及び司法研修所内部の事

務手続が分かる文書」について、現在司法修習が行われている第70期司法修習生の採用選考に関する最高裁判所及び司法研修所内部の事務手続が分かる文書として、司法修習生採用選考審査基準（以下「審査基準」という。）及び平成28年度司法修習生採用選考要項（以下「選考要項」という。）が該当する。司法修習生を新たに採用するに当たっては、審査基準及び選考要項に基づく事務手続が行われるものであり、それ以外の司法行政文書を作成又は取得すべき必要性はない。

そして、審査基準は、裁判所ウェブサイトに常時掲載されており、選考要項は、一定期間裁判所ウェブサイトに掲載されていたことから、いずれも本件開示対象文書から除外される。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。